

答 弁 内 容 報 告 書 (25年10月臨時議会)

区 分	質問者	質問概要	答弁者	答弁概要	所管課
一般	久保秋雄	これまでアミカホールの内・外装タイルについてどのような点検を行ってきたのか。	教育部長	平成17年の建築基準法改正により、平成20年よりこの建物は3年ごとに点検が必要となった。そのため、平成22年7月、平成25年8月に資格を持つ者による点検を実施してきた。	生涯学習課
一般	久保秋雄	点検内容は適切なものだったのか。	教育部長	必要な打診等も行われ、適切な点検を行った。	生涯学習課
一般	久保秋雄	タイルの施工不良はないのか。不良施工の場合は、責任を問えるのか。	教育部長	施工時には、工事監理者による確認も行われ、完了検査のうえ引渡しを受けていることから、施工上の問題はなかったと考えている。現行の市工事契約約款では、瑕疵による施工者への請求期間は10年となっているため、20年を経過しているアミカホールについては、施工者への責任は問えない。	生涯学習課
一般	久保秋雄	タイルの耐久年限について、どのように考えていたのか。	教育部長	法定耐用年数は50年と言われているが、施工方法や形状などにより変わってくると思われる。タイルの浮きや剥がれについては、タイルと壁面を接着させるために使用するモルタルの接着力と経年劣化等により発生しやすいと考えられ、外壁については現在、改修工事を行っている。	生涯学習課
一般	久保秋雄	改修工事を暫定と本格の2回に分ける理由は何か。	教育部長	利用者の安全を最優先しながら、できるだけ早く利用いただけるような改修を考えている。今後は、天井改修が必要となり、内壁の改修も行う必要があることから、このようにした。	生涯学習課
一般	久保秋雄	タイルを剥がしても塗装すれば同等の音響ということだが、タイルを剥がしたままにする考えはあるのか。	教育部長	今回の改修は、早急に音楽ホールとして一定の機能保証をするために塗装等により暫定的に対応しようと考えている。今後は、音響上の設計も考慮しながら内壁の検討をしていきたいと考えている。	生涯学習課

答 弁 内 容 報 告 書 (25年10月臨時議会)

区 分	質問者	質問概要	答弁者	答弁概要	所管課
予算審査特別委員会	木村辰巳	今回のアミカホールの部分修繕はどれくらいの期間かかるのか。また、工事の瑕疵責任をとって修繕するのか。	生涯学習課長	少しでも早く再開したいので、今回暫定的な工事という形をとった。建築基準法改正により、吊天井改修が必要となり、本格的な工事はこれと合わせて行うことを検討していきたい。瑕疵担保については、市の工事契約に関する規則に基づき、瑕疵の期間を定めている。	生涯学習課
予算審査特別委員会	木村辰巳	完全に修繕してからの再開とした方がよいのではないかと。	生涯学習課長	建築技師も交えて協議しながら進めている。安全性については、全ての検査を行い、利用者の安全性が確保できた段階で再開したいと考えている。	生涯学習課
予算審査特別委員会	篠原朋子	アミカホール天井の雨漏りがあることは知っているか。どのようになっているか。	生涯学習課長	現場から連絡があれば、対応できるものは当該年度に修繕している。調査の結果、予算化が必要なものは次年度に対応する方法をとっている。	生涯学習課
予算審査特別委員会	篠原朋子	今も天井から水が漏れており、雨漏りしているのか、今回の工事で対処していただきたい。	生涯学習課長	今後検討していきたい。	生涯学習課
予算審査特別委員会	篠原朋子	利用者の苦情に対してどのように対処しているのか。どういう内容で困っておられ、どう対処されようとしているのか。	生涯学習課長	使用停止により、16団体に御迷惑をかけた。全ての方に、会場および附属設備使用料の差額補償と不要となったチラシ等の印刷代や通知等の郵送代を補償する方向であるとの通知を出した。そのほか、代替施設への案内や連絡、直近の行事については職員が案内チラシを配布するなどの対応をとっている。	生涯学習課
予算審査特別委員会	篠原朋子	利用者の負担が軽減されるように対処していただきたい。	生涯学習課長	代替施設への使用料の支払いを市が本人に変わって行うなど、利用者の負担軽減に努めていく形で考えている。	生涯学習課
予算審査特別委員会	中嶋昭雄	外壁の工事追加については、今回追加した部分の対応をすることで、今後は大丈夫なのか。この際に、チェックされてはどうか。	建築課長	今回、全面打診を行い、悪い箇所を修繕することで取り組んでいる。今回、悪くない箇所については修繕の必要がないのでそのままにしておくが、3年ごとにチェックを行い、10年後に全体の調査を行う。その結果、悪い箇所をその都度、修繕することを考えている。	建築課
予算審査特別委員会	中嶋昭雄	タイルのチェックと調査を行うという説明であったが、もう少し踏み込んだ検査を行わないのか。	建築課長	今回の修繕箇所は10年間の補償となり、修繕が必要になれば業者の負担となる。修繕箇所をデータで残していくので、今後はそれを見ながら点検していく。	建築課
予算審査特別委員会	中嶋昭雄	吊天井の改修は直近で対応されるのか。	建築課長	来年4月施工の建築基準法改正により、吊天井崩落防止対策が必要となることから、時期は未定であるが、至急に対応していきたい。	建築課
			生涯学習課長	平成26年度は、創造館の市移管を控えて、県が改修工事のため全面使用停止を考慮しておられることから、アミカホールについては平成27年度以降に実施したいと考えている。	生涯学習課